

# 青森県報

第四千四百二十四号

平成三十年  
三月十四日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 救急病院及び救急診療所の所在地変更の届出……………(医療業務課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 (保健衛生課) ……一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二
- 特定行為業務の登録……………(同) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 保安林の指定……………(林政課) ……二
- 公共測量の終了……………(監理課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 公告
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の管理規程の認可……………(西北地域民局) ……四

## 告 示

### 青森県告示第百八十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り認定した救急病院及び救急診療所から、その所在地を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一	平成 三〇・二・一〇
変更後	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	
変更前	はちのへハートセンター	八戸市大字田向字間ノ田六五の一	
変更後	はちのへハートセンター	八戸市田向二丁目一の一	

### 青森県告示第百八十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	所在地	担当診療科	指 定 日
難病指定	津川 浩二	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児科	平成 三〇・二・一四

難病指定
郎渡邊 祥二
弘前大学医学部附属病院
弘前市大字本町五三
小児科
三〇・二・二二

青森県告示第百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
	心有限会社和心	黒石市大字東野添字長坂道北一五二のーイーストハイツロックス三号室	訪問介護	介護サービス「ゆびょう」	平成三〇・五・一

青森県告示第百八十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住所	事業所	業務開始年月日	備考

〇二〇二一 三二一	平成三〇・三・六	社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水懸野尾三三	訪問介護事業所和み	つがる市造藤田の四四の五	平成三〇・三・六	訪問介護
--------------	----------	-----------	---------------	-----------	--------------	----------	------

青森県告示第百九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定年月日
	社会福祉法人伸康会	弘前市大字独一の石田一二一	児童発達支援	ココノバ	平成三〇・四・一

青森県告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

保安林の所在場所

一 下北郡東通村大字砂子又字大峠一の、一の二、字蛙谷地四の二、字ニツ森一の一から一の三まで、一の五、一の六、一の八、一の九、一の四、一の二一、字官

台山二の五

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百九十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量(航空レーザ測量、レベル一、〇〇〇)

三 測量の期間

平成二十九年九月二十五日から平成三十年二月二十日まで

四 測量の地域

青森市、十和田市及び黒石市地内

青森県告示第百九十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量(航空レーザ測量、レベル一、〇〇〇)

三 測量の期間

平成二十九年九月二十五日から平成三十年二月二十日まで

四 測量の地域

平川市、十和田市及び黒石市地内

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成三十年三月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県武の輪

三 代表者の氏名

葛西 貴順

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字青樹町一三の五

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民をはじめ近隣県・道在住者を対象として、日本国内外の武道・武術の普及・啓蒙・振興に関する事業を行い、それらを通じて対象者の体力向上と健康増進及び精神力錬磨に人間形成を図るとともに、中高年においては、生涯学習としての生きがい作り並びに運動不足解消、また青少年においては、その健全育成のための社会教育、さらに在住外国人においては、日本文化の発信による国際親善交流を行うことにより、全ての人々が心身ともに壮健で暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成三十年三月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おいらせ自然楽校

三 代表者の氏名

外井 亜希

四 主たる事務所の所在地

上北郡おいらせ町若葉六丁目一四〇の六六

五 定款に記載された目的

この法人は、家庭教育支援、次世代育成の問題に関して、地域の団体、有識者などとの連携・相互援助を図りつつ、子育て中の親子、子どもを対象に、里山など、地域の資源を活用した自然体験活動の情報提供・啓発、団体、個人に対する情報提供・啓発、里山体験イベント、講習会、フォーラムなどを行い、もって家庭教育の

質向上、健全な次世代育成の実現に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、市浦土地改良区の桂川頭首工管理規程を平成三十年三月一日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成三十年三月十四日

西北地域県民局長 山 本 馨

桂川頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青森 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭